

2 栄養関係

平成26年度末現在の「給食施設」は87,702施設となっており、そのうち「特定給食施設」は49,332施設(56.2%)で、「その他の給食施設」は38,370施設(43.8%)となっている(表3、図4)。

特定給食施設の「指定施設」は2,843施設(3.2%)となっている(図4)。

「特定給食施設」の種類別構成割合をみると、「学校」(32.2%)が最も多く、次いで「児童福祉施設」(23.8%)、「事業所」(11.6%)となっている(図5)。

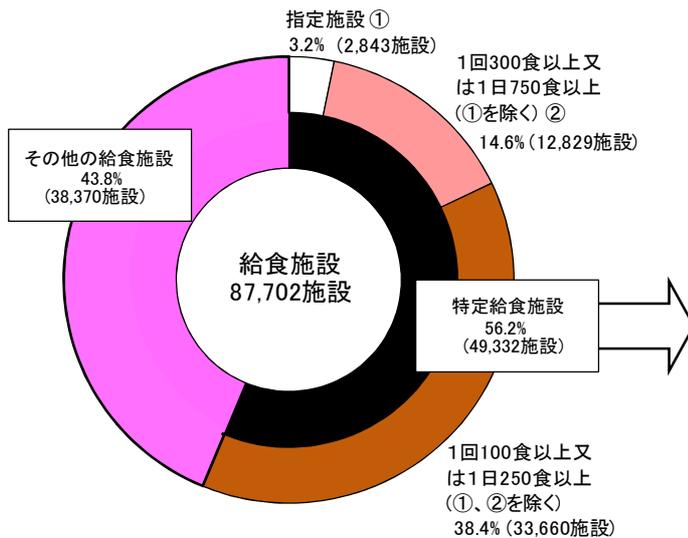
表3 給食施設数の年次推移

	平成22年度 ¹⁾ (2010)	23年度 ('11)	24年度 ('12)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率 (%)
給食施設	83 641	85 740	86 661	87 139	87 702	563	0.6
特定給食施設	46 761	48 238	48 746	49 111	49 332	221	0.5
学校	15 890	16 104	15 996	16 032	15 884	△ 148	△ 0.9
病院	5 645	5 761	5 753	5 688	5 666	△ 22	△ 0.4
介護老人保健施設	2 542	2 640	2 725	2 767	2 761	△ 6	△ 0.2
老人福祉施設	3 712	4 037	4 269	4 361	4 474	113	2.6
児童福祉施設	10 342	10 860	11 269	11 446	11 727	281	2.5
社会福祉施設	807	821	820	811	791	△ 20	△ 2.5
事業所	6 035	6 115	5 955	5 816	5 735	△ 81	△ 1.4
寄宿舎	603	603	583	563	579	16	2.8
矯正施設	114	117	117	121	118	△ 3	△ 2.5
自衛隊	182	192	194	193	198	5	2.6
一般給食センター	447	454	428	429	411	△ 18	△ 4.2
その他	442	534	637	884	988	104	11.8
その他の給食施設	36 880	37 502	37 915	38 028	38 370	342	0.9

注：1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県のうち郡山市及びいわき市以外の市町村が含まれていない。

図4 特定給食施設—その他の給食施設

平成26年度末現在



特定給食施設(※)の3分類

※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

指定施設 ①

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

1回300食以上又は1日750食以上(①を除く) ②

1回100食以上又は1日250食以上(①、②を除く)

図5 特定給食施設の種類別構成割合

平成26年度末現在

